

本山町起業・創業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則(昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本山町起業・創業等支援事業補助金交付要綱の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町は、本山町内での創業・第二創業及び事業承継(以下「創業等」という。)を促進し、町の産業・経済の活性化を図ることを目的として、本町で創業等を行う者に対し、創業等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 創業 本山町内において、地域の需要や雇用を支える事業を新たに興すことをいう
- (2) 第二創業 本山町内において、1年以上営業している事業者が、業務転換や新事業・新分野に進出し、引き続き町内で事業を行うことをいう
- (3) 事業承継 本山町内において、すでに事業を営んでいる事業者から事業を承継し、当該事業を継続して実施することをいう

(補助対象者)

第4条 補助金を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 補助金の申請年度内に創業等を行う者であること
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本山町の住民基本台帳に記録されている者、もしくは、事業開始時に本山町内へ転入する予定の町外居住者
- (3) 町税等を完納している者
- (4) 本山町商工会又は金融機関から指導、助言を受けて行う事業であること
- (5) 本山町商工会又は金融機関から適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること
- (6) 別表第3に掲げるいずれかに該当しない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 第3条1号に定める補助事業が別表第2の業種に該当しないこと。
 - (2) 第3条2号に定める補助事業が現在営業している業種と日本標準産業分類の中分類が異なる業種かつ現在営業している事業及び補助事業が、いずれも別表第2の業種に該当しないこと。
 - (3) 第3条3号に定める補助事業が別表第2の業種に該当しないこと。
 - (4) 補助事業及び現在営業している事業が関係法令及び公序良俗に反することなく、地域経済活性化に寄与するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が地域経済活性化に寄与すると認めた場合に関り、別表第2の1「農業」から3「漁業」までの事業(以下「農林漁業」という。)から農林漁業以外の事業への参入する事業、若しくは農林漁業以外の事業から農林漁業への参入する事業を補助事業とすることができるものとする。

(補助対象経費)

第6条 第3条各号に定める補助金の補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1に掲げる経費を対象とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度額とする。国等の起業・創業等に関する補助を受ける場合には、国等の補助対象金額外の経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度額とする。ただし、毎年度の予算の範囲内とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に算入しないものとする。

(補助金の認定申請)

第8条 補助金の認定申請をしようとする補助事業者は、本山町起業・創業等支援事業補助金認定申請書(様式第1号及び附表)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書(3カ月以内のもの)
- (2) 住民票(3カ月以内のもの)
- (3) 納付すべき租税及び本町公課の滞納がないことが確認できる書類
- (4) 本山町商工会又は金融機関からの推薦書
- (5) 経費に係る見積書

(6) その他町長が必要と認める書類

(審査会及びプレゼンテーション)

第9条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査するため、本山町起業・創業等支援事業審査会を開くものとする。

2 前条の規定による認定申請を行った補助事業者は、審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。

審査会の設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(補助金の認定通知)

第10条 町長は、第8条の申請を受理したときは、その内容を審査し、本山町起業・創業等支援事業補助金認定通知書(様式第2号)により、当該申請者に速やかに採用もしくは不採用の通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の認定の決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第11条 前条の規定により補助対象者となった者は、本山町起業・創業等支援事業補助金交付申請書(様式第3号及び附表)を町長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、本山町起業・創業等支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に速やかに通知をするものとする。

(補助金の変更申請等)

第13条 補助対象者は申請内容を次の各号に掲げるいずれかの変更又は中止本山町起業・創業等支援事業補助金変更交付申請書(様式第65号及び附表)をあらかじめ町長へ提出しなければならない。

(1) 補助事業費の増額

(2) 補助金額の20パーセントを超える減額

(3) 補助対象経費の費目間の配分の20パーセントを超える変更

(3) 交付決定時又は変更交付決定時に予定していなかった工事、設備、備品等の追加

2 町長は、前項の規定による補助金の変更の交付申請が適当であると認めるときは、
本山町起業・創業等支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、前
項の交付決定通知を受けた者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の
全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金に係る提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 補助対象者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反し
たとき。
- (4) 補助対象者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると町長が認めるとき。
- (5) その他この要綱に基づく処分に違反したとき。

(補助事業の遂行状況報告)

第15条 補助対象者は、町長から求められた場合、補助事業の遂行状況について町
長に報告しなければならない。

(補助金の実績報告)

第16条 補助対象者は、補助事業終了後、本
山町起業・創業等支援事業実績報告書(様式第6号及び附表)に加えて次の各号に
定める書類を速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業経費の請求書又は領収書(写し)
- (2) 開業届の写し(個人の場合に限る。)
- (3) 定款及び法人登記事項証明書の写し(法人の場合に限る。)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第17条 町長は、前条の報告を受けた場合において、当該補助事業を検査又は確認
のうえ補助対象者に交付すべき額を確定する補助事業(以下「完成補助事業」とい
う。)については、当該報告等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件
に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額
を確定し、本山町起業・創業等支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により、通
知をする。

(補助金の交付)

第18条 補助金は、完成補助事業にあつては前条の規定により交付すべき額を確定した後、本山町起業・創業等支援事業補助金請求書(様式第8号)の提出により交付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第19条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条及び第4条第1項、第3項、第4項に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の概算払(前金払)後、減額または中止の変更交付申請があつたとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事実があつたとき。

(事業経過報告)

第20条 補助対象者は、事業が完了した年度の後3年間は補助事業実施状況について本山町起業・創業等支援事業補助金事業状況報告書(様式第9号)を1年度ごとに町長に報告しなければならない。

(グリーン購入)

第21条 補助対象者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象経費

経費区分	内 訳
1. 謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
2. 旅費	アドバイスを受ける専門家を招聘するための旅費、職員の研修旅費等(実費弁償)
3. 原材料費	新商品の試作もしくは販売商品の原材料、資材等の購入に要する経費
4. 機械器具費	設備、機械器具、什器備品、構築物等に要する経費(不動産取得費を除く)
5. 事業拠点費	事務所、工場等の家賃
6. 宣伝広告費	宣伝広告に要する経費(新聞、チラシ製作・配布等)
7. 委託費	市場動向調査や研究開発、ホームページの作成等の一部を外部に委託する経費
8. 人材育成費	研修費等
9. 人件費	もっぱら補助事業に従事する者の人件費
10. 会議事務費	事業実施のために必要な会議を開催する会場使用料、文献費、消耗品費等
11. 店舗改装費	内外装の改装にかかる経費(建築確認が必要となる大規模な修繕及び床面積が変更となる工事の経費は対象外とする)、店舗部分と住宅部分の機能分離にかかる経費、ガス、電気、水道などのメーター分離にかかる経費(子メーターの設置など)
12. その他	上記以外で町長が特に必要と認める経費

※食糧費及び土地代を除く

別表第2

補助対象外とする業種(日本標準産業分類に準拠)

- 1 農業
- 2 林業(素材産業及び素材生産サービス業を除く。)
- 3 漁業
- 4 金融保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
- 5 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所
- 6 以下のサービス業等
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日、法律第122号)第2条第1項各号に定める営業及び同法第2条第5項各号に規定する性風俗関連特殊営業、同法第2条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可若しくは届出が必要な営業
 - (2) 易断所、観相業、相場案内業
 - (3) 競輪、競馬等の競走場、競技団
 - (4) 芸妓業、芸妓あっせん業
 - (5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - (6) 興信所(もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)
 - (7) 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)
 - (8) 宗教
 - (9) 政治・経済・文化団体

別表第3

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与をするものをいう。)をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 本山町暴力団排除条例(平成23年条例第3号)第11条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等を社会的に避難されるべき関係を有しているとき。